水道水質管理の最近の動向について

令和3年度水道水質検査精度管理に関する研修会 令和4年3月11日 厚生労働省水道課水道水質管理室

目次

- 1. 水道法における水質検査に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和3年度及び令和4年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和3年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道法における水道

水道とは(水道法第3条第1項)

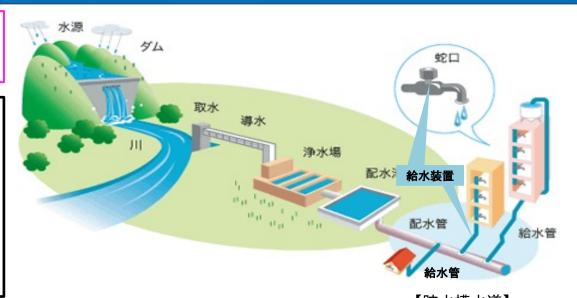
水源~配水施設+給水装置で構成される人の 飲用に適する水として供給する施設の総体

- □□水道法の衛生規制対象
 - □ 水道法の規制対象外で地方公共団体が □ 必要に応じて衛生対策を定めるもの

飲用井戸等衛生対策要領の実施について (厚生省生活衛生局長通知 昭和62年1月29日)

*** 水道法第20条により定期・臨時の水質 ・・・ 検査の義務有り

> 水道事業:一般の需要に応じて、 水道により水を供給する事業



_ 寄宿舎、社宅等 の自家用水道等 【貯水槽水道】 水道事業から供給 を受ける水のみを 水源とする水道

認可 (厚労大臣又は知事)

上水道事業

(1,330 : うち大臣認可 381) 給水人口が5,000人超の水道事業

水道用水供給事業

(90: うち大臣認可 69) 水道事業者に対し水道用水 を供給する事業

簡易水道事業(3,208)

給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

確認 (知事)

専用水道(8,225)

100人を超える居住者に給水 するもの又は1日最大給水 量が20m³を超えるもの

簡易専用水道

(令和元年度末) 207,020 貯水槽水道のうち、受水槽 の有効容量の合計が10m³超 のもの

小規模貯水槽水道

(令和元年度末) 807,200 簡易専用水道に該当しない (10m³以下の) 貯水槽水道

小規模自家用水道等(給水人口100人以下の水道事業を含む)

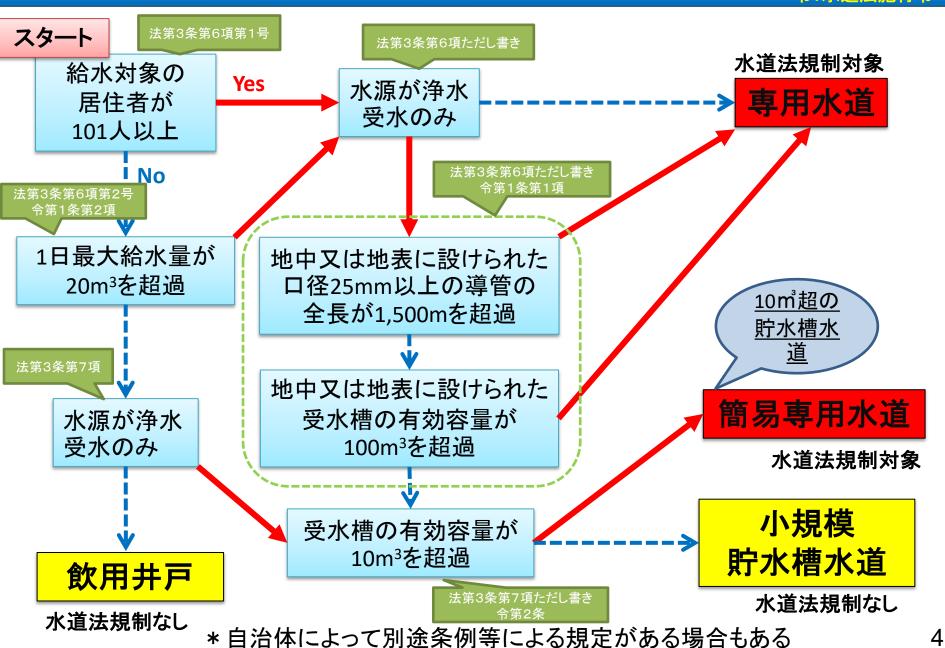
他に該当しない水道

個人住宅の飲用井戸で導管で飲用水を 供給している水道はこれに該当する

() 内は平成30年度末の数

専用水道・簡易専用水道の判別

法:水道法 令:水道法施行令



水道法に基づく水質管理

- 認可の申請(法第7条)、認可基準(法第8条)【水道事業者等・専用水道設置者】工事設計書への水源の水質試験、浄水方法等の記載、施設基準への適合
- 給水開始前検査(法第13条)【水道事業者等·専用水道設置者】
- 水質検査(法第20条)【水道事業者等·専用水道設置者】 定期検査
 - イ) 毎日検査。色、濁り、消毒の残留効果
 - ロ) 概ね毎月1回以上の検査。水質基準(法第4条)への適合確認 臨時検査→水質基準(法第4条)不適合のおそれがある場合 水質検査計画の策定
- 衛生上の措置(法第22条)【水道事業者等・専用水道設置者】 汚染防止措置、塩素消毒(給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持)
- 給水の緊急停止(法第23条)【水道事業者等・専用水道設置者】 人の健康を害するおそれがあることを知ったとき ←→常時給水義務(法第15条)
- 情報提供(法第24の2)【水道事業者等・専用水道設置者】 水質検査計画、水質検査結果等水の安全に関する事項、水質事故等の非常時における危機管 理に関する事項 等
- 〇 簡易専用水道の管理(法第34の2)【簡易専用水道設置者】 設置者は毎年1回以上定期に清掃と検査受検を行い、管理基準に従い管理

定期水質検査の内容(法第20条、規則第15条)

定期の水質検査 (水道法施行規則第15条第1項)

水道水質は、水源の水質の変動、使用水量の変動等に伴い変化することがあることから、水質を常時把握し、異常を発見するために行うもの。

水の採取の場所は給水栓が原則(給水栓以外を可とする場合を限定)。 必要に応じて水源、浄水池等における水質も検査(H15課長通知)。

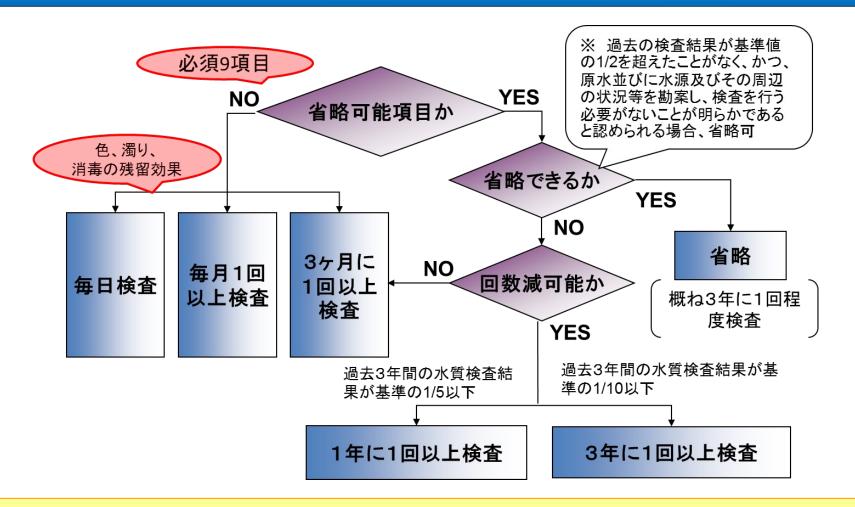
- (イ)1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果
 - ・土、日曜日、祝日も必要(過去、立入検査で指摘が多かった)

(口)水質基準項目

かび臭物質2項目も1月に1回が原則 ※藻類の発生が少ない時期等は検査不要

- ・1ヶ月に1回以上の検査・・・水質基準の基本的項目(9項目)
 - → 一般細菌、大腸菌、Cl⁻、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度
- ・3ヶ月に1回以上の検査
 - 原則水質基準の全項目であるが、合理的な検査の実施とし
 - → て、過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができる

定期水質検査の省略・回数減の判断フロー



水質基準改正後における検査の省略・回数減の判断は、令和2年3月30日水道課長通知『「水質基準に関する省令の一部改正等について」の留意事項について』を参照。

⇒ 基準値の改正後においても、改正前に行った検査の結果を含めて、改正後の新基準値に対して これらの条件を満たすことを確認できる場合には、検査回数を減じ又は省略することは差し支えない(この場合、改正前に行った検査の定量下限に注意すること)。

目次

- 1. 水道法における水質管理に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和3年度及び令和4年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和3年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道水の水質基準等の体系

水質基準 (水道法第4条、省令)



水質管理目標設定項目

(平成15年局長通知)



(平成15年課長通知)



- ・具体的基準を省令で規定
- ・重金属、化学物質については浄水から評価値 の10%値を超えて検出されるもの等を選定
- ·健康関連31項目+生活上支障関連20項目
- ・水道事業者等に遵守・検査義務有り
- ·水道事業者等が水質基準に準じた検査等の実施に努め、水質管理に活用。
- ·評価値が暫定であったり検出レベルは高くない ものの水道水質管理上注意喚起すべき項目
- ·健康関連14項目+生活上支障関連13項目



このうちの1項目は「農薬類」。総農薬方式による評価 Σ(各農薬の検出値/各農薬の目標値)<1

- ·毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- ・全46項目について情報・知見を収集

最新の知見により常に見直し (逐次改正方式)

近年の水質基準の見直し状況

平成20年4月施行

・塩素酸を水質基準に追加(基準値0.6mg/L)

平成21年4月施行

- 「1,1-ジクロロエチレン」の水質基準を廃止(水質管理目標設定項目へ格下げ)
- •「cis-1,2-ジクロロエチレン」を「cis-1,2-ジクロロエチレン及びtrans-1,2-ジクロロエチレン」に変更
- 「有機物(TOC)の量」の水質基準を強化(5mg/L→3mg/L)

平成22年4月施行

-「カドミウム及びその化合物」の水質基準を強化(0.01mg/L→0.003mg/L)

平成23年4月施行

•「トリクロロエチレン」の水質基準を強化(0.03mg/L→0.01mg/L)

平成26年4月施行

・亜硝酸態窒素を水質基準に追加(基準値0.04mg/L)

平成27年4月施行

- ・「ジクロロ酢酸」の水質基準を強化(0.04mg/L→0.03mg/L)
- ・「トリクロロ酢酸」の水質基準を強化(0.2mg/L→0.03mg/L)

<u>令和2年4月施行</u>

・「六価クロム化合物」の水質基準を強化(0.05mg/L→0.02mg/L)

農薬類及び要検討項目の見直し(令和3年4月適用)

【農薬類】対:対象農薬リスト掲載農薬類 他:その他農薬類

項目	現行目標値	新目標値
対-029 カルボフラン	0.005 mg/L以下	0.0003 mg/L 以下
対-101 ベンフラカルブ	0.04 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
他-059 バリダマイシン	_	0.9 mg/L 以下

【要検討項目】

項目	目標値
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	-

- ・ 令和3年1月26日に令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催し見直し方針 案について議論
- 厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て、関係する通知を改正(※)。
 →令和3年4月1日適用。
- ※「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け 健発第101004号厚生労働省健康局長通知)及び「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項につ いて」(平成4年12月21日付け衛水第270号厚生省水道整備課長通知)を、令和3年3月26日付けで改正 (令和3年4月1日適用)。

令和3年度末の農薬類見直し(案)

令和3年6月30日に令和3年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催

(1) 食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、下表の通り見直すこととした。

項目	現行目標値	新目標値
対-104 ホスチアゼート	0.003 mg/L以下	0.005 mg/L 以下
要-006 クロロピクリン	_	0.003 mg/L 以下
他-011 ウニコナゾールP	0.04 mg/L以下	0.05 mg/L 以下

[※] 上記3農薬のほか、5農薬について食品安全委員会の評価結果が得られたが、評価内容に変更がなかったため目標値を現状維持とした。

(2) 検出状況を踏まえた分類の変更

平成31年4月に新たに要検討農薬類に分類されたイプフェンカルバゾンについて、水道の原水及び浄水で、目標値に対して高い検出濃度を示すデータが蓄積されたことから、イプフェンカルバゾンを要検討農薬類から対象農薬リスト掲載農薬類へと分類を変更することが適当とされた。

(3) その他の見直し

対象農薬のメチダチオンについて、塩素処理で生成するオキソン体が毒性を有することが確認されたことから、<u>オキソン体についても新たに検査の対象とし、原体の濃度に、オキソン体を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度とする</u>こととされた。



・今年度内に、メチダチオンオキソン体の検査方法を通知法に追加予定

検査方法の改正と主な検討事項

令和4年2月4日に令和3年度第2回水道水質検査法検討会を開催

1. 令和3年度末の改正予定

- (1)検査方法告示(平成15年厚生労働省告示第261号)の改正関係
 - ▶ 残留塩素除去剤としてのチオ硫酸ナトリウム溶液の適用範囲拡大
 - ⇒ 第2回水道水質検査法検討会で了承を得て、令和3年度末の告示改正予定
- (2)残留塩素検査方法告示(平成15年厚生労働省告示第318号)の改正関係
 - 携帯型残留塩素測定機器を用いた検査方法の追加等
 - ⇒ 第2回水道水質検査法検討会で了承を得て、令和3年度末の告示改正予定
- (3)水質管理目標設定項目の検査方法の改正関係
 - 農薬の検査方法に係る諸般の改正(メチダチオンオキソンを別添方法20の2に追加等)

2. 引き続き検討を行う事項

- ▶ 陰イオン界面活性剤の検査方法に、直接注入液体クロマトグラフ質量分析法を追加
- 農薬類の検査方法を整理するため、今後、同一の手法による検査方法の統合をしていく方針を 定めた。令和4年度は別添方法5と別添方法5の2(固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計 による一斉分析法)の統合を検討する。

【参考】水道水質検査法検討会 議事要旨(水道課HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/suidou.html

残留塩素告示の改正概要(令和3年度末)

1 別表第6「携帯型残留塩素計測定法」の追加

本法による検査は、製造者又は販売者が装置の性能仕様を保証し、使用者は装置の洗浄や点検整備等の保守管理を適切に行い、測定精度を維持する必要がある。装置の取扱説明書の規定に従い保守管理するとともに、次の事項についても留意する。

- (1) 測定セルに付着した汚れが測定精度に影響を与えることがあることから、測定後は検水が測定セルに残らないよう十分に洗い流すこと。
- (2) 検水中の気泡が測定精度に影響を与えることがあることから、測定時は気泡が消失していることを 確認すること。
- (3) 測定セルの汚れ等の状況は、定期的に確認することが望ましいこと。その確認は、装置の取扱説明書に定めがある場合はそれに従うか、又は別表第2、第3もしくは第6による測定値と比較する方法等が考えられる。
- (4)(3)の確認により測定セルの汚れが疑われる場合には、綿棒などによりアルコール洗浄するか、装置の取扱説明書に定めがある場合はそれに従い洗浄すること。

2 スパン校正の方法に係る改正(別表第4及び別表第5)

連続自動測定機器の検査方法である別表第4及び別表第5では、遊離残留塩素校正用標準液を用いる方法によりスパン校正を行うこととしているところ、検水を用いる方法によるスパン校正も可能とする。

3 ゼロ点校正の方法に係る改正(別表第5)

別表第5(ポーラログラフ法)のゼロ点校正は、機器によりゼロ校正水を用いない方法もあることから、機器の取扱説明書に定めがある方法も可能とする(例:オープン回路法)。

4 その他

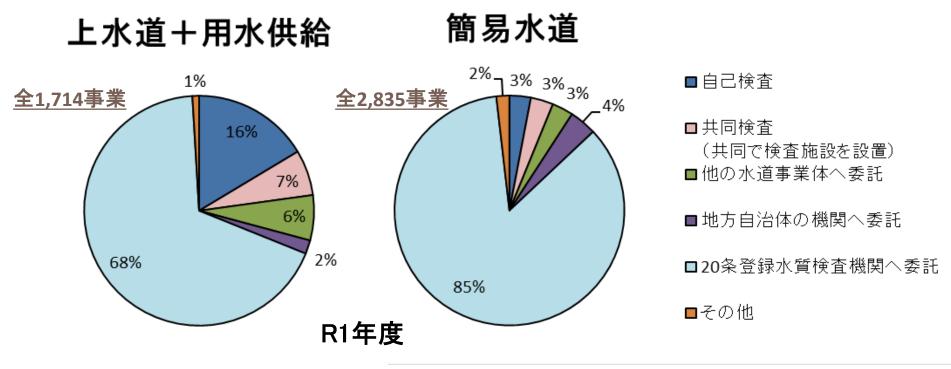
別表第4(吸光光度法)の発色用試薬を遊離残留塩素用発色剤に改める等所要の改正を行うこと。

目次

- 1. 水道法における水質管理に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和3年度及び令和4年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和3年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水質検査の実施体制

- ・上水道事業等は、登録水質検査機関に委託している事業が68%
- ・簡易水道事業は、登録水質検査機関に委託している事業が85%



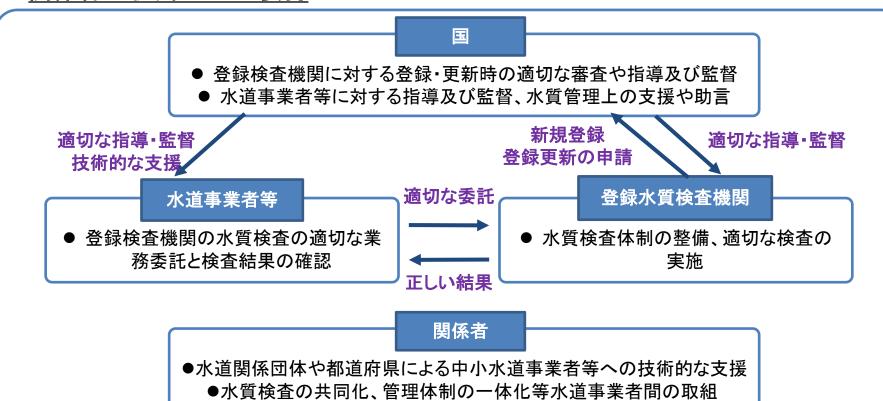
- ※ 事業単位で整理している(一の事業者が複数の事業の事業者となっている場合は、当該複数の事業数を分母としている)。
- ※ 上水道事業及び水道用水供給事業においては、一の事業において、項目により検査主体が異なる等複数回答があり、 その場合に当該複数の回答を集計した。そのため、分母となった事業数は実際の全国の事業数とは異なっている。

水質検査の信頼性確保に向けた関係者が取り組むべき姿勢

基本的なスタンス

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の事故等が発生した場合にも水質検査を含めた 水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等の登録検査機関への委託が増加している状況にあることを踏まえ、水質検査の 信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢



水質検査委託の注意点(委託者)

委託契約書の記載事項について(規則第15条第8項第1号)

委託契約書には次の事項を含むこと。

- (1) 委託する水質検査の項目
- (2) (1)の実施時期・実施回数
- (3) 委託料金
- (4) 試料の採取・運搬を委託する場合は、採取・運搬の方法

次に挙げる事項を含むこと。

- ①採取日程
- 4採取方法
- ②採取地点
- ⑤運搬主体
- ③試料容器
- ⑥運搬方法
- (5) 検査結果の根拠となる書類 次に挙げる事項を含むこと。
 - ①分析日時及び検査員氏名
 - ②検量線クロマトグラム
 - ③濃度計算書
- (6) 臨時検査実施の有無

特に、臨時検査を含む委託の場合には必ず明記すること。

不適切な試料採取・運搬・受渡しが原因で異常値を検出する事例が多い。

水道事業者自ら採取する場合は、事前に委託先と打ち合し、適切な取扱いをお願いしたい。

委託仕様書や水質検査計画において、臨時検査が明確になっていない事例が散見される。 必要な時に速やかに検査できるよう体制作り をお願いしたい。

水質検査委託の注意点(委託者)

委託契約書の保存期間について(規則第15条第8項第2号)

契約終了日から5年間保存すること。

委託料金について(規則第15条第8項第3号)

委託料金が受託業務を遂行するに足りる額であること。

- ①委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにすること。
- ②検査価格を積算した上で水質検査業務を委託すること。
- ※この他、出来るだけ水質検査機関に財務諸表等の閲覧又は謄写を請求し、 経理状況や事業状況の把握、検査料金の積算等を確認するよう努めること。

試料の採取・運搬について

- ○採取・運搬を委託する場合(規則第15条第8項第4号)
 委託先が検査法告示に従って試料の採取・運搬を速やかに行なうことができる水質検査機関であることを確認すること。
- 〇水道事業者等が自ら採取・運搬する場合(規則第15条第8項第5号) 検査法告示に従って速やかに試料を水質検査機関に引き渡すこと。

水質検査委託の注意点(委託者)

水質検査の実施状況の確認について(規則第15条第8項第6号)

以下の内容を確認すること。

- ①水質検査の結果の根拠となる書類
- ②精度管理の実施状況、厚生労働省等が実施する外部精度管理調査に 係る資料
- ③水道GLP・ISO/IEC17025等の取得や取組状況に関する資料
- ※この他、出来るだけ水質検査機関の日常業務確認調査(立入検査・試料のクロスチェックなど)を実施するなど、水質検査機関の技術能力の把握に努めること。

【参考通知】「平成23年10月3日付け健水発1003第1号 水道法施行規則の一部改正について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h23.html

なお、厚生労働省精度管理調査は水質検査に係る技術水準の把握と向上を目的として実施しているものである。

水道事業体による水質検査委託の入札において、精度管理調査で第1群であることを入札参加条件としていることがあるようだが、本調査結果はそのような使われ方がされることを想定していない。測定精度不良等の判定であったとしても、当該機関で適切に是正処置が実施され改善しているかを確認すべきである。

目次

- 1. 水道法における水質管理に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和3年度及び令和4年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和3年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

統一試料を用いた精度管理調査について

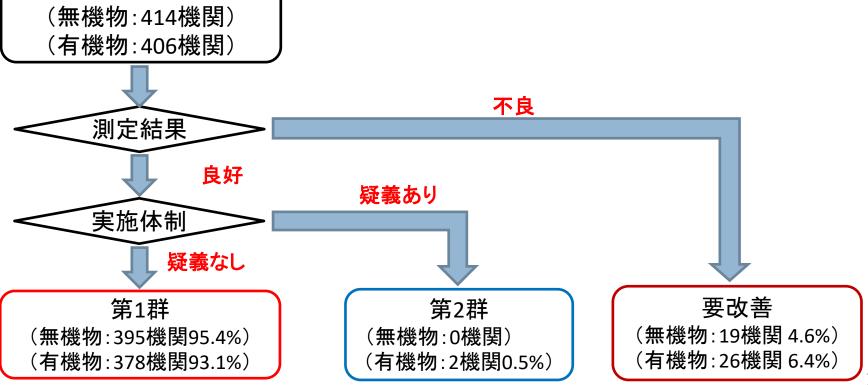
- 目的 水質検査に係る技術水準の把握と向上(平成12年度から毎年実施)
- 参加機関
 登録水質検査機関(H12~)、参加希望のあった水道事業者等(H14~)及び衛生研究所等(H15~)
- 統一試料調査 全参加機関に一定濃度に調製した統一試料を送付して検査を実施
- 実地調査登録水質検査機関のうち精度不良の機関について、検査実施時の手順や検査 環境等を実地調査で確認
- 評価方法
 - ~H21 Zスコア等によるS、A、B、Cの4段階評価
 - H22~ 実地調査の結果も踏まえた階層化評価
 - H27~ 参加する全機関の結果を公表
 - 調査結果を、測定項目ごとに「第1群」「第2群」「要改善」の3分類に評価した上、 厚生労働省HPで公表

令和3年度精度管理調査の結果

• 分類方法

参加機関(※)

- 第1群 統一試料の測定結果が統計分析で良好と判定され、かつ水質検査の 実施体制に疑義がないと判断された機関
- 第2群 統一試料の測定結果が統計分析で<u>良好</u>と判定されたものの、検査方法 告示からの逸脱等、水質検査の実施体制に疑義があると判断された機関
- 要改善 統一試料の測定結果が統計分析において<u>不良</u>と判定された機関



日常業務確認調査の実施

日常業務確認調査とは?

登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的として、<u>国や水道事業者等により、登録水質検査機関に対するヒアリング調査</u>を実施するもの。

「水質検査部門」と「信頼性確保部門」が適切に機能しているかを確認する。

・ 法令上の規定

水道法施行規則第15条の4第4号ロに規定。登録水質検査機関の信頼性確保部門に「日常業務確認調査」を受けるための事務が明記されている。

厚生労働省における調査

平成25年度から、当省職員と精度管理検討会委員により実施。令和3年度は外部 部精度管理調査に係る実地調査とあわせて9機関を対象に実施し、結果を公表。

→ 水質検査を委託している水道事業者においては、日常業務確認調査を実施するにあたり当省の取組を参考にしていただきたい。また、水質検査を自ら行う水道事業者等においては、水質検査業務の参考としていただきたい。

関連通知

平成24年9月21日付「登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について」

日常業務確認調査の結果について(1)

項目	不適切な事例	参考となる取組
1 組織	 事実上水質検査部門の業務を代理で統括している者が水質検査の技術的なスキル・経験に乏しく、水質検査部門管理者が水質検査部門の業務を統括できる体制になっていない。 ●水質検査部門管理者が上級経営管理者であり、信頼性確保部門管理者を選任するかたちになっており、指揮命令系統に歪みがある。 ●検査員退職後における体制整備が適切になされておらず、一部の検査員に過度の負担が掛かっている。 	〇検査員登録のための教育 と、新たに担当になった際 に行う教育をそれぞれ明確 に規定している。
2 文書の 管理	 ●パスワードの管理者について具体的な規定がない。 ●ISO移行後のISO文書との関連が一部不明確で、旧様式が残っている。 ●参照先の文書番号と整合がとれていない。 ●旧版の誤使用を防ぐため、個人持ちの標準作業書等も管理対象とすることが望ましい。 	○各文書に改訂内容、理由 の履歴を後任者にも分かり やすく残している。
3 検査室 の管理	●局所排気装置について使用時や定期的な点検記録が なく、明確な判定基準もない。関係法令の遵守が求 められる。	〇向こう1週間の検査予定 を整理し、相性の悪い検査 を同時に行わないよう管理 している。

日常業務確認調査の結果について(2)

項目	不適切な事例	参考となる取組
4 機械器 具の管理	 ●日常的な点検における判断基準が明確でない。 ●定期的な保守点検の計画を策定していない。 ●一部の機器に関して、保守管理手順書に規定がない。 ●パージ・トラップ装置の部品について、保守管理・順書で規定している交換頻度を遵守していない。 ●精密天秤やマイクロピペット等についても保守管理・手順書を作成し、点検事項や頻度、判断基準を具体的に規定すべき。 ●高圧蒸気滅菌器の分解点検を行っていない。関係法令の遵守が求められる。 	〇機器の故障時を想定し、 各測定項目でバック アップ機がある。
5 試薬等 の管理	●毒物及び劇物以外の試薬について、納入と廃棄の記録のみで日常的な管理がされていない。●シアンや水銀等の毒物について、調製後の標準原液を毒物として管理していない。	〇冷蔵庫内での転倒を防 ぐために試薬瓶等をカ ゴに入れている。
6 有毒又 は有害な 物質及び 危険物の 管理	●廃液を種類ごとに管理しておらず、処分も適切な頻度で行わずに大量に保管していた。●廃液の処分方法を、関係法令のパンフレットを引用しているのみで具体的に規定していない。●危険物の管理について、火災予防条例等の関係法令を確認していない。	

日常業務確認調査の結果について(3)

項目		参考となる取組
7 試料の 取扱いの 管理		
8 水質検 査の方法 等の管理	 SOPの記載が告示の写しに留まっており、具体的な使用器具や操作方法、ノウハウ等の規定がない。 妥当性評価において、添加試料の調製は原則水道水を用いることになっているところ、精製水を用いている。 標準作業書通りに水質検査が実施されているか日常的に確認をしていない。 標準手順書の試験操作が、検査方法告示から逸脱している。 	〇社内のオンライン システムを用いて、 検査の作業工程を管 理している。
9 水質検 査の結果 の処理		〇感熱紙で出力され る根拠データについ て、印字が消えない ようコピーをとって いる。

日常業務確認調査の結果について(4)

項目	不適切な事例	参考となる取組
10 水質検 査結果書	●結果書の様式が更新されていない。●委託者に対して、定量下限値をなんら示していない。●水質検査やその結果を処理する体制の整備が不十分であり、結果の誤報告や報告期限超過が散見される。	○水質検査結果を管理するシステムにおいて、過去の結果と比較して照合ができる。○有効数字の取扱いについても具体的に規定している。
11 試料の 保存		〇試料容器に貼られたラベルのバーコー ドを読み取り、廃棄可能な試料を判別で きる。
12 データ の作成		〇データ管理システムから離席する際に はログアウトし、情報漏洩の防止 が図 られている。
13 データ 等の保存		〇重要なデータの保存状況を内部監査で 確認している。
14 内部監查	●是正処置やその報告内容が全て同じ文言であり、具体的な記述がない。●一部の監査指摘事項について、是正処置やその報告の記録がない。●内部監査は第三者的な立場から行う必要があるが、監査員と被監査員が同じ部門の職員になっている。	○不適合業務発覚時などには、臨時監査を実施している。○監査のための教育訓練を受けた者を監査員有資格者として登録し、名簿管理している。○指摘に該当しないものについても、観察事項として監査後にフォローしている。

日常業務確認調査の結果について(5)

項目	不適切な事例	参考となる取組
15 不適合業務 及び是正処 置等	 ●一部の不適合業務について、根本的な原因を検証しておらず、適切な是正処置がとられていない。 ●不適合の重大さを評価する判断基準が明確でなく、部門管理者の主観に委ねられている。 ●不適合業務に係る規程において、是正処置のプロセスが明確でない。 	〇不適合業務の重大さに応じて 業務再開の責任者を規定して いる。
16 精度管理	 ●内部精度管理において既知濃度試料による再現性確認のみ実施しており、未知濃度試料を用いた精度管理も実施すべき。 ●精度管理に係る規程が水道水以外の検査部門と共通であり、水道水に関する内部精度管理の実施方法等が明確でない。 ●規定上の精度管理の実施方法が、実態に則していない。 	〇毎月内部精度管理を実施し、 1年間で全項目を実施してい る。
17 外部精度 管理調査		

日常業務確認調査の結果について(6)

項目	不適切な事例	参考となる取組
18 教育訓練	●省令で定める検査員としての要件は満たしているものの、技術不足や検査方法告示に関する理解不足と思われる不適合業務が見られ、教育訓練が十分でない。	○必要な教育訓練を受け、精度管理や手技の確認できた者を検査項目の担当者として資格を付与している。○検査員からのヒアリングを行い、本人の希望も考慮して計画を策定している。
19 日常業務 確認調査		〇日常業務確認調査における指 摘を踏まえて適切な是正処置 がとられている。
20 水質検査 の受託	●報告書発行の遅延が散見され業務遂行能力を 超えていると考えられることから、業務規程 に定める受託件数の上限を見直しすべき。	
21 物品の購 入について		
22 その他	●水質検査の標準作業書を改訂する前に、妥当性の評価を実施していない。	

登録更新(登録水質検査機関)

① 更新申請書類の事前提出 (登録期限の3ヶ月前までに事前確認申込)

担当による確認及び修正指示の連絡

更新申請書類の修正と再提出

省から事前の連絡はしていませんので、登録更新を希望される場合は、3ヶ月前の事前確認申込を忘れずに行ってください。

原則として厚生労働

確認終了

② 更新申請書類の本提出(登録期限日の1ヶ月前頃)

- ③ 登録更新(登録期限日の翌日)
- (1)提出書類について、水道法施行規則の改正等により、令和2年12月25日以降、<u>厚生</u> 労働省に提出する届出や申請書への押印を不要とした。また、事務連絡により、令和 3年3月29日以降、書類の提出を電子化できることとした。
- (2)事前提出は登録期限の3ヶ月前までにお願いしたい。申請書類が揃った機関は、さらに早期に提出頂いても差し支えない。
- (3)登記事項証明書など<u>有効期限の定め</u>のあるものについては、事前提出の際は古いもので構わない。その場合、本提出の際に、新しいものを提出ください。

31

届出に係る留意事項(登録水質検査機関)

■ 登録事項変更届出(法第20条の7)

提出期限:変更しようとする日の2週間前まで

- ①氏名若しくは名称
- ②住所
- ③水質検査を行う区域
- ④水質検査を行う事業所の所在地
- 業務規程変更届出(法第20条の8第1項)

提出期限:変更しようとする日までに<u>事前に届出</u>

登録水質検査機関登録簿(厚労省HPにおいて公開)に記載されている事項を変更する場合に届出が必要です。

各機関の業務規程の内容(検査員名 簿や検査料金、受託上限など)を変更 しようとする際に、届出が必要です。

※変更事項によって、変更内容の根拠を説明 する資料の添付も必要。

- ※上記の「登録事項変更届出」と「業務規程変更届出」は、3年毎の登録更新 とは別に、**別途届出手続が必要**です。
- 登録の取り消し等(法第20条の13第2号)厚生労働大臣は、上記規定に違反した機関について、その登録を取り消し 又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

おわりに

「安心しておいしく飲める水道水の供給」に向け、それぞれの立場から、積極的な取り組みを進めて頂きますよう、よろしくお願いします

• 厚生労働省水道課ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko
u iryou/kenkou/suido/index.html

・水道水質管理室へのお問い合わせ

E-mail: suishitsu@mhlw.go.jp